

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 埼玉県
（氏名） A

上記被審人に対する平成27年度（判）第15号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官高橋良徳、審判官城處琢也、同君島直之から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金238万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成28年1月13日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成27年11月12日

金融庁長官 森 信 親

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第16号に該当

被審人は、東京都大田区羽田空港三丁目5番7号に本店を置き、定期航空運送事業及び不定期航空運送業、航空機使用事業等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所市場第一部に上場されていた、平成23年2月17日付けでAIRBUS S. A. S (以下「エアバス社」という。)との間でエアバス社製A380型航空機売買契約 (以下「本件契約」という。)を締結していたスカイマーク株式会社 (以下「スカイマーク」という。平成27年3月1日上場廃止)の役員を務めていたものである。

被審人は、平成26年5月27日、その職務に関し、スカイマークが、本件契約等に基づくA380型航空機の代金支払債務の履行が困難な経営状況にあり、債務不履行によってエアバス社から本件契約を解除された場合には、同社に支払い済みの前払い金合計約260億円が同社から返還されず減損損失になる等、事業継続に重大な疑義が生じる状況において、約定された同月15日期限の前払い金約8億円を支払わず、かかる債務不履行に対して、エアバス社が発出した本件契約を解除する前提となる本件契約所定の催告書が同月24日頃に到達したことにより、上記債務不履行状態を解消できる見込みのないスカイマークにとって、その後の本件契約解除がほぼ確実にされた旨の、スカイマークの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実を知り、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表前の同年7月16日及び同月17日、B証券株式会社及びC証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号の株式会社東京証券取引所において、自己の計算において、スカイマーク株式合計1万8600株を売付価額合計522万6600円で売り付けたものである。

2 法令の適用

法第175条第1項第1号、第166条第1項第1号、第2項第4号、第176条第2項

3 課徴金の計算の基礎

(1) 法第175条第1項第1号の規定により、当該有価証券の売付けについて当該有価証券の売付けをした価格にその数量を乗じて得た額から業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も低い価格に当該有価証券の売付けの数量を乗じて得た額を控除した額。

$$(281 \text{ 円} \times 18,600 \text{ 株}) - (153 \text{ 円} \times 18,600 \text{ 株}) \\ = 2,380,800 \text{ 円}$$

- (2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切り捨て、2,380,000円。